

## 転居・旅行について

### 研修のねらい

保護観察は、保護観察対象者（以下「対象者」という）が実際に住んでいる場所を管轄する保護観察所が行うこととなっており、対象者の所在や居住状況の把握は、保護観察実施上非常に重要なポイントになります。

対象者は、保護観察期間中は遵守事項を遵守することが義務付けられ、その遵守事項により、転居又は旅行をする時には事前に保護観察所長の許可を取得することが定められています。しかし、対象者の認識不足や、急な事情等により、事前に許可を得ないまま転居又は旅行をする対象者は少なくありません。中には無許可で転居又は旅行をした上、所在不明となり、挙げ句に再犯・再非行に至るケースも見られます。

そこで、本研修では、特に転居・旅行の際の手続、対象者への適切な指導や留意点等について再確認するとともに、事例を通じて、転居・旅行・所在調査等に伴って起こる様々な問題点を検討することにより、保護観察の空白や所在不明の防止に対する意識を高め、今後の対象者に対する適切な処遇と再犯・再非行の防止に役立てていただくことを目的としております。

### 研修の進め方

本研修は、おおむね次のような順序で進行しますが、事例検討の実施や時間の配分等は、必要に応じ適宜変更してください。

1	研修のねらい・説明	5分
2	講義	45分
3	事例検討	30分
4	質疑応答・まとめ	10分

## 第1 講義

### 1 転居・旅行に関する手続について

更生保護法第50条に規定されている一般遵守事項では、住居について、

3 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること

4 保護観察に付されたときに保護観察所の長に届け出た住居又は転居をすることについて保護観察所の長から許可を受けた住居に居住すること

と、保護観察を受けるにあたって、どこで生活するのかを定め、保護観察所の長に届出るよう定められています。

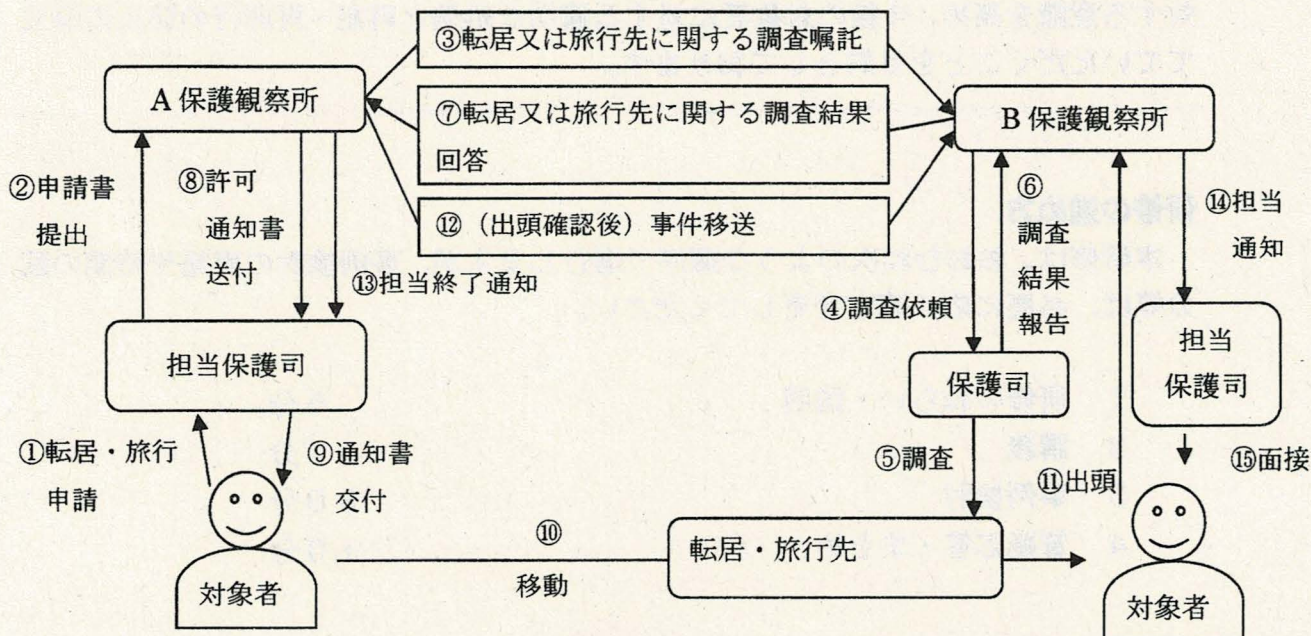
また、転居・旅行については、

5 転居又は7日以上の旅をるときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること

と、定められた住居から転居する、または7日以上離れる場合は、保護観察所長の許可を受けるよう定められています。転居や旅行の計画があるときは、転居・旅行許可申請書に必要事項を記入の上、担当保護司を経由して保護観察所に前もって提出する必要があります。

保護観察所長の許可を受けずに転居や旅行をした場合は、不良措置検討の対象となるため、申請書の早期提出と併せて、無許可での転居等をしないよう指導願います。

### 2 転居・旅行手続の流れ



(上図の番号解説)

- ① 転居・旅行許可申請書の提出
- ② 保護司記入欄に意見を付して、転居・旅行許可申請書をA保護観察所に提出
  - ・賃貸借契約書の写し
  - ・雇用契約書の写し
  - ・旅行日程等これらの他、転居・旅行に関する資料の添付があると、許可の判断材料になる。
- ③ 【事前調査が必要な場合】転居・旅行先を管轄するB保護観察所に「転居又は旅行先に関する調査嘱託」を依頼  
【事前調査が不要な場合】→⑧へ
- ④ B保護観察所は、転居・旅行先の最寄りの保護司に「転居又は旅行先に関する調査依頼」を行う
- ⑤ 調査依頼を受けた保護司は、転居・旅行先を訪問するなどして必要な調査を実施
- ⑥ 調査結果を「転居又は旅行先に関する調査結果報告書」にまとめてB保護観察所に提出
- ⑦ B保護観察所が、意見を付した回答をA保護観察所に送付
- ⑧ A保護観察所は、転居又は旅行について、許可又は不許可の判断を記載した「転居・旅行の許可に関する通知書」を担当保護司に送付
- ⑨ 担当保護司は、対象者に「転居・旅行の許可に関する通知書」を交付
  - 【許可の場合、下記の事項を指示する】
    - (転居の場合) ア 転居後の住居に着いたら、着いた日と転居後の状況を速やかに担当保護司に連絡すること
    - イ 転居をしなかったとき又は転居の日に転居できなかったときも、速やかに担当保護司に連絡すること
    - ウ 指定された日に、許可に関する通知書を持って、転居先の保護観察所に出頭すること
    - エ 転居先の保護観察所に出頭できない事情がある場合は、転居先の保護観察所に連絡し、指示に従うこと
  - (旅行の場合) ア 旅行先に着いたら、速やかに担当保護司に連絡すること
  - イ 旅行をしなかったときは、速やかに担当保護司に連絡すること
  - ウ 旅行先から帰ったら、速やかに担当保護司に連絡すること
- 【不許可の場合】不許可になった理由を本人に説明する
- ⑩ 転居・旅行の許可を受けた先に移動
- ⑪ 転居・旅行先のB保護観察所に出頭し、保護観察官の面接を受ける
- ⑫ 対象者の出頭を確認後、B保護観察所に事件移送又は旅行中の共助依頼を行う
- ⑬ (転居の場合)A保護観察所は、担当保護司に「保護観察担当終了通知書」を送付
- ⑭ B保護観察所は、担当保護司に「保護観察事件担当通知書」又は「共助事件担当通知書」を送付
- ⑮ 転居・旅行先のB保護観察所において、保護観察実施

### 3 無断（無許可）転居・旅行について

無許可転居や無許可旅行自体が遵守事項違反であることはもちろんですが、それを放置すると「再犯・再非行」や「所在不明」に陥る可能性が高まります。そのため、本人の携帯電話に連絡したり、家族等関係者に連絡をとったりするなど可能な方法により、早急に本人の所在を明らかにし、保護観察の空白期間を最小限にする必要があります。また、無許可転居や無許可旅行が判明した時点で、まずは電話等で主任官に報告し、速やかに「事故報告書」を提出する必要があります。

なお、仮釈放中の3号観察対象者が所在不明となったことが判明したときは、保護観察の停止の措置を取ります。また、所在不明状態となった3号及び4号観察対象者については、その旨を県警察本部に通知し、所在発見の際の連絡を依頼しています。そして、本人の所在を発見したときは、仮釈放又は執行猶予の取消しの措置を検討します。

### 4 国外旅行について

(1) 国外旅行を計画したときは、旅行期間の長短にかかわらず、速やかに主任官又は担当保護司に報告するよう、対象者に指示しています。対象者から国外旅行の相談を受けたときは、渡航先、渡航目的、渡航期間、同行者、渡航方法、経費等を調査の上、保護観察所に報告してください。国外旅行の詳細を調査するため、主任官が本人と面接を行うこともありますので、本人には保護観察所から呼び出される可能性があることも説示しておいてください。

(2) 旅券の発給について、保護処分として保護観察を受けている1・2号観察対象者は、発給の際に制限を受けませんが、刑事処分として保護観察を受けている3・4号観察対象者は、発給の際に制限を受けます。なお、外国籍の者は対象外です。

3・4号観察対象者が旅券の発給申請をする場合、申請書に渡航事情説明書、判決謄本（又は抄本）各2通の添付が必要となります。3号観察対象者については、他に仮釈放決定通知書謄本の写し2通の添付が必要です。これらの資料に基づいて、旅券を発給するか否かを外務大臣が判断し、旅券申請が却下されるか、行き先や有効期限が制限された旅券が発給されることとなります。旅券発給申請書に虚偽の記載をするなどして旅券の発給を受けた場合は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます（旅券法第23条）。

既に旅券を所持している場合、旅券法に基づく外務大臣等からの旅券返納命令等により失効していない限りは有効です。

### 5 転居・旅行先の調査方法について

#### (1) 事前調査の場合

まずは、転居・旅行先の建物が実際に存在するかどうかについて確認することになります。ただし、旅行先の調査の場合は、必ずしも建物内に入って関係者と接触する必要はありません。また、転居予定先の調査の際、転居予定先で既に同居予定者が居住しているときは、接触（面接）が可能であれば、同人と接触して転居予定先の調査をすることになります。

(2) 既に本人が転居・旅行先に移動後の調査の場合

本人と面接し、所在調査を行います。本人の携帯電話等、移動元の保護観察所から情報提供のあった連絡先に連絡し、本人との面接を実施する段取りをします。

(3) 3号観察対象者に係る調査の場合

所在不明となっている3号観察対象者の所在調査を行うときは、特に「本人の逃亡の防止」という点からも、本人に悟られないようにする細心の注意や配慮が必要となります。例えば、本人宅を訪ねて確認する前に、まずは本人が居住と思われる家(居室)の状況を十分に確認したり、親戚・知人等と称して、近隣住民や大家等に様子を確認したりするなどの方法が考えられます。

## 第2 事例検討

以下の各事例のそれぞれの対応について検討し、転居・旅行の手续や指導における留意点について確認しましょう。

### 【事例1】

無職のA(1号)が、「先輩が仕事を紹介してくれた。雇ってもらうためにすぐにでも転居したい。」と言ってきたが、住所だけ分かっている、会社の名前や仕事内容がはっきり分からず、また先輩の名前も通称だけしかわからない状況だった。会社の名前、仕事内容、連絡先、先輩の名前をきちんと紙に書いて、お母さんと一緒にもう一度来訪するように本人を指導した。

---

### 【事例2】

家族と一緒に暮らしていたB(2号)が突然夜来訪し、「急にマンションを立ち退くことになり、明日引っ越します。」と転居を告げた。本人から転居先の住所を聞き取り、「転居したら担当は私ではなくなる。転居先の保護司さんが訪ねて来るのを待って下さい。」と指導した。手続が事後になってしまうことから転居許可申請書は書かせなかったため、主任官には翌朝すぐに電話で報告することとした。

### 【事例3】

C(4号)が、「来週から2か月ほど仕事の研修で他県に行きます。週末には帰宅するので、7日以上の旅にはならないし、旅の申請は必要ないですね。」と相談に来た。「毎週帰って来るのなら大丈夫だから、行っていいよ。」とそのまま帰した。

---

### 【事例4】

D(3号)が、「仕事で再来月2週間ほど中国へ行くことになったので、旅の申請書をお願いに来た。」と来訪した。海外旅なので、どうい指導をしたらよいか慌てた。申請書を渡すとともに「海外旅の可否について、保護観察所に尋ねてみるから、連絡を待つように。」と言い添えた。

なお、Dはパスポートを持っていないため、取得申請をする必要がある。

---

### 【事例5】

E(2号)の転居先調査を依頼された。本人は他県の引受人(実母)のもとに住んでいたが、離婚した姉が子供を連れて戻り、家が手狭となったことから、急ぎよ、当県において住み込み就職することになったもの。そのため、転居手続は事後になってしまい、本人は既に親元を出て転居先に住んでいるとのこと。本人は住み込み先に保護観察を秘匿しているが、連絡方法は職場の電話番号しかないので、「おじさん」とでも言えればいいかと考え、直接職場を訪問した。

### 【事例6】

仮釈放中のF（3号）を担当しているが、ここ1か月来訪がなかったので、本人の携帯電話にかけたところ、本人の応答があり、「引っ越しなんかしてないし、仕事も変わってない。自分も仮釈中だと分かっていますから、近いうちに保護司さんのところに行きますよ。」と言うので待っていたがなかなか来訪がなく、心配になって家を訪ねたところ、既に転居していたことが分かった。しかも携帯電話も通じなくなっていた。本人が居なくなったので、主任官に事故報告書を提出した。

なお、Fはアパートで単身生活をしている。

---

### 第3 質疑応答・まとめ

